

# 阪堺線高度化について

## ■平成25年度までの取組み内容

- ・低床式車両（堺トラム）2編成の導入
  - ※平成26年3月より天王寺まで営業運行開始
- ・交通系ICカード導入
  - ※平成26年4月1日より運用開始
- ・大道筋区間の停留場（宿院停留場を除く）の美装化
- ・低床式車両の導入に合わせた堺市内区間の停留場のスロープ等の整備
- ・停留場のナンバリング導入

## ■今後の主な取組み内容（予定）

- ・低床式車両（堺トラム）3編成目の導入
  - ※平成27年春ごろより営業運行開始予定
- ・停留場の増設（石津北停留場）
  - ※平成26年度中の供用開始予定
- ・宿院停留場の改修
  - ※さかい利晶の杜の最寄停留場として大規模改修を行う予定

- 堺トラム1編成目（茶ちゃ）、2編成目（紫おん）に続き、平成27年春に営業運行開始を目指し、3編成目を製作中
- 堺トラムについては、コンセプトの継続性を保ちつつ、部品の共通化を図る点から、外装・内装共に、基本的なデザインは共通としています。加えて、運行時に識別しやすくすること等を目的に、側面上部についてはカラーデザインの個性化を図ります。

- 3編成目の側面上部のカラーデザインについては、以下の理由で「青」を用いることとしました。
  - 堺の発展の象徴である 海の青さをイメージする色であり、堺市の市旗の色であること
  - かつて東洋一といわれた浜寺の海水浴場をイメージする色であること



## ■堺トラム3編成目の呼称を募集

### (1) 募集期間

平成26年6月1日（日）～平成26年6月30（月）

### (2) 応募方法

「郵送（ハガキ）」、「電子メール」、  
路面電車まつりでの投票

### (3) 対象

市内外問わず募集



■ 応募結果

○ 応募件数 731件

	メール	ハガキ	直接投票	総数
①堺市内	142	268	3	413
②堺市外	86	208	24	318
北海道	1	0		1
東北	0	2		2
関東	6	0		6
中部	0	0	1	1
近畿（大阪府以外）	2	4	2	8
大阪府内	74	201	20	295
中国・四国	0	0		0
九州	1	0		1
未記入	2	1	1	4
①+②合計	228	470	27	731

○ 応募例

- ・ 堺（地名）や沿線施設にちなんだ呼称  
堺ヤサカイ、さかっしー、大浜、トラム百舌鳥 など
- ・ 海にちなんだ呼称  
海青、海かぜ、青海（せいかい）、海よう など
- ・ 浜寺にちなんだ呼称にちなんだ呼称  
浜風、青しょう（せいしょう）、はますい、青浜(せいひん) など
- ・ 青色にちなんだ呼称  
青らん、青ら、青りゅう、碧（あおい） など
- ・ 空にちなんだ呼称  
青空、空夢(ソラム)、快青（かいせい）、サンスカイ など

○ 選考

観光、シティプロモーション等の関係者により呼称選考会議を開催

○ 発表

平成26年9月に広報誌、HP、プレスにより呼称を発表予定

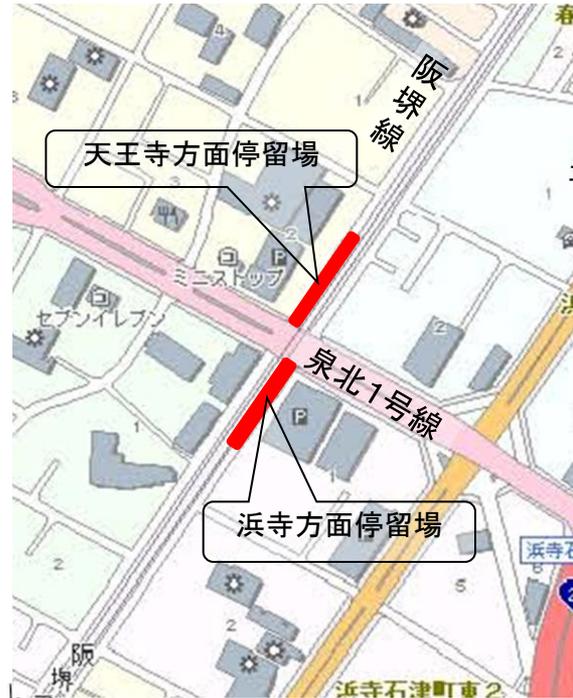
# 停留場（石津北停留場）新設について

## < 停留場を新設する理由 >

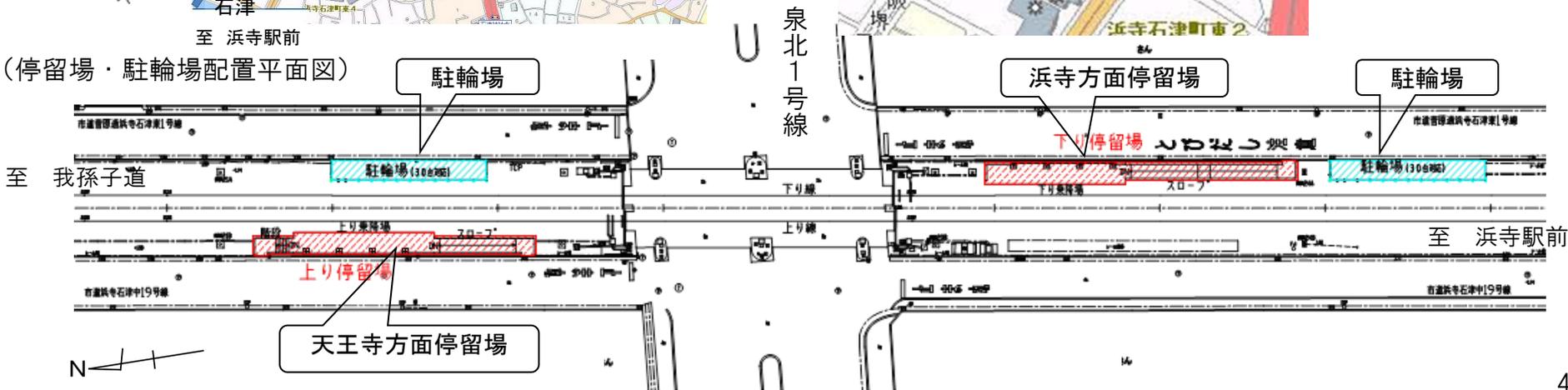
- ・ 停留場間距離が最も長い区間（1200m）であること（一般的な距離は約400m）
- ・ 利用者拡大が見込めること

※現在、年内供用開始を目指して、国土交通省に認可申請中（認可の日付により、供用開始日は変わってくる。）

(停留場位置)

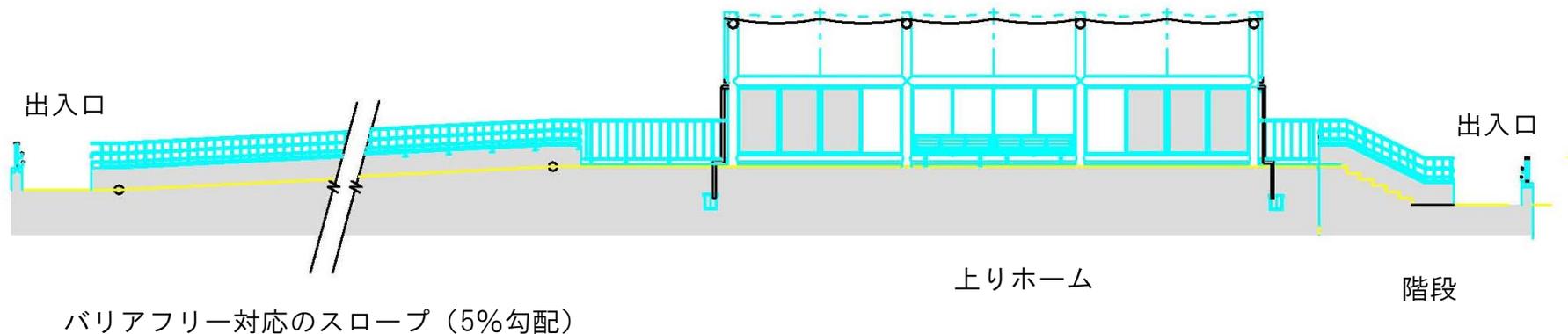


(停留場・駐輪場配置平面図)



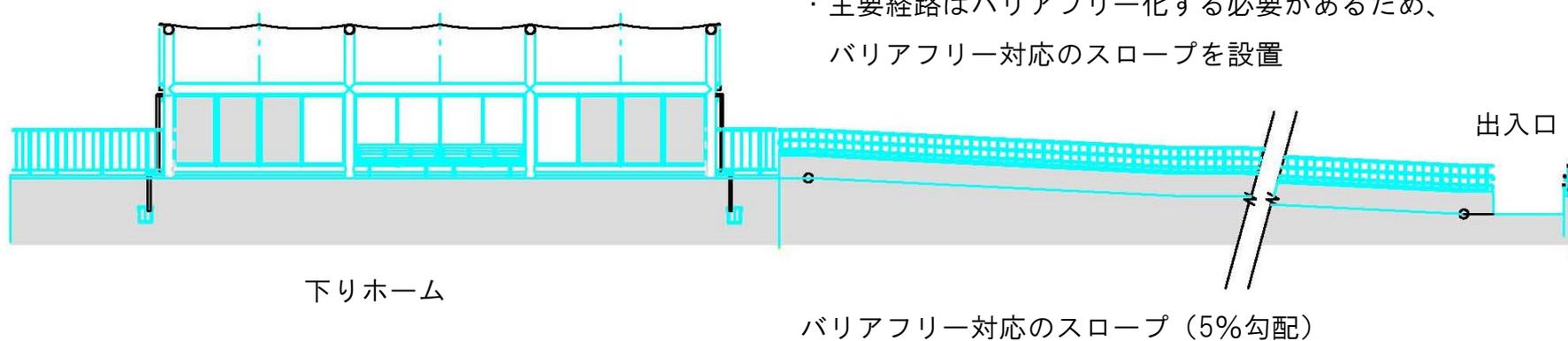
## ■上り停留場断面図

- ・各方面からアプローチしやすくするため、出入口は2か所設置
- ・主要経路はバリアフリー化するため、バリアフリー対応のスロープを設置



## ■下り停留場断面図

- ・既存施設があるため、出入口は1か所のみ設置
- ・主要経路はバリアフリー化するため、バリアフリー対応のスロープを設置



## ○宿院停留場の大規模改修を予定

- ・さかい利晶の杜の最寄停留場として改修
- ・パーク&ライド・サイクル&ライドの促進

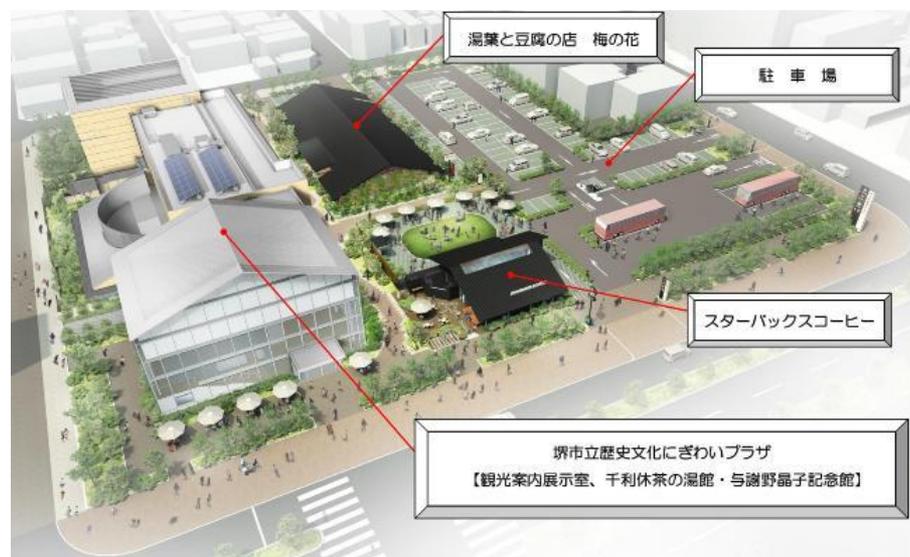
## ○さかい利晶の杜

### <整備概要>

- ・堺の歴史文化に触れる文化機能：千利休・茶の湯館、与謝野晶子記念館
- ・堺観光への導入・案内施設：観光案内施設
- ・来訪者サービス機能：コーヒー専門店、湯葉と豆腐の店
- ・交通関連機能：駐車場（自家用車100台程度、観光バス5台程度）、コミュニティサイクル10台程度

### <開業時期>

平成27年3月20日に開業予定



## ■宿院停留場の改修場所について

- ・利晶の杜開業によって、最寄の宿院停留場の利用者の増加を想定しており、利用者増加に対応するために、停留場の改修を行う。
- ・停留場改修には、バリアフリー法に準拠した停留場にする必要があり、現況の位置から交差点を超えた位置に移設する必要がある。
- ・停留場の移設については、近畿運輸局、地元警察、国道事務所と協議中。

